

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（19）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	商品取引員等への立入検査等に関する事務 等
事務・権限の概要	<p>○目的：商品取引員等への立入検査等に関する事務は、商品市場の健全な運営を確保するとともに、商品取引員の業務の適正な運営を確保し、商品市場における取引の公正と取引等の委託者の保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：</p> <p>①商品取引所法に基づく、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品取引所等への報告徴収、立入検査</li> <li>・商品取引員への報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞</li> <li>・委託者への報告徴収、損失補てんに関する確認</li> </ul> <p>②商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧問業者に対する変更の届出の受理、報告徴収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令</p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引員への報告徴収、立入検査、指導、是正命令</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	72人の内数
事務量 （アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査・準備（外観調査、苦情状況の調査等）</li> <li>・立入検査実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>19件（19年度）</li> <li>15件（20年度）</li> <li>17件（21年度）</li> </ul> </li> <li>→1件当たりの検査に数週間を要する。</li> <li>・事後確認・検査内容の精査等（追加ヒアリングの実施、資料要求等）</li> </ul>
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	<p>○商品取引所法の一部を改正する法律案に対する衆議院に対する附帯決議（平成16年）抄</p> <p>政府は、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が必要とされることにかんがみ、本法施行に当たって、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <p>五 監督体制については、農林水産省及び経済産業省が十分緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国の商品先物取引委員会（CFTC）なども参考として、今後の監督体制の強化について検討すること。</p> <p>○証券取引法等の一部を改正する法律案等に対する衆議院・参議院における附帯決議（平成18年）抄</p> <p>政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。</p> <p>一 商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>①、②及び③</p> <p>商品取引員や商品投資顧問業者等の営業は商品取引所法等に基づく国の許可制であり、違法行為を行った場合については国の業務停止命令により全国で営業できない制度。</p> <p>仮に広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る違反に適切に対応できない、といった事態が生じ、悪質な商品取引員による被害が拡大するおそれがある。事業者の適切な監督だけでなく消費者保護の観点からすると、商品取引所法等の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>④</p> <p>立入検査は本店及び支店に対して一斉に実施するため、商品先物取引の実態等に精通した検査官を一定数確保することが必要であるところ、本支店が存在しない都道府県もあるため、各県ごとに体制を整備し、立入検査を実施するのは効率的でなく、商品取引員の活動実態に応じてその都度に検査態勢を柔軟に構築する方が合理的。</p> <p>立入検査に際しては、商品取引員の活動実態を把握するために事前調査を実施したうえで検査態勢を決定しており、また、立入検査後も必要に応じて追加ヒアリング等を実施しているため、利便性や迅速な対応の観点から、引き続き、経済産業局において実施することが適当。</p>
<p>備考</p>	<p>平成 21 年 7 月の商品取引所法の改正により、金融商品取引所と商品取引所との相互乗り入れが可能となり、証券会社等による商品先物市場への参入が期待されることとなっている。なお、現状においては、証券会社等の金融商品取引業者に対しては、引き続き金融庁及び財務局により統一的な基準による検査・監督が行われることとなっている。商品先物取引を行う商品取引員についても、金融商品取引を行う証券会社等と同様に国により統一的に検査・監督が行われるべきである。</p>

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（20）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	コンテンツ産業等の振興に関する事務
事務・権限の概要	<p>○目的：コンテンツの創造、保護及び活用の促進をもって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：                      ・中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣                      ・コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催                      ・コンテンツ産業関連調査研究</p>
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	97人の内数
事務量 （アウトプット）	・コンテンツ見本市開催等 2件(19年度)、3件(20年度)、4件(21年度) ・セミナー開催等 25件(19年度)、20件(20年度)、18件(21年度) ・コンテンツ産業関連調査研究 7件(19年度)、7件(20年度)、5件(21年度)
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	<p>・出口として東京コンテンツマーケット(TCM)※1を前面に打ち出しているの、継続していただきたい（高知県）</p> <p>・県単独では、参加者も少なく事業費も限られている。広域に取り組む経済産業局と連携から、TCMの優秀な事業者が石川コンテンツマーケットに参加するなど、ネットワークも拡がりインキュベータに進出するなど雇用にもつながる可能性をみせてきている（石川県）</p> <p>・CrIS 関西※2の取り組みは重要で、引き続き継続すべき（関経連会長）</p> <p>・他の自治体とうまく連携を図ることは難しく、局が音頭をとって事業を実施することは有り難い（大阪府）</p> <p>※1 多様なオリジナルコンテンツが集結するクリエイターの総合見本市                      ※2 関西のコンテンツの新たな利活用とグローバルなコンテンツ人材の発掘・育成・交流、マーケットの形成のためのイベント</p>
既往の政府方針等	
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	<p>①                      コンテンツ産業は比較的新しい産業分野であることから、その振興には世界標準を視野に入れた国際競争力強化のための環境整備が必要不可欠。そのため国は全国的な視点から先端的なモデル事業を選定し支援及び調査を行い、その成果の横展開を図っているところ。                      例えば、日本のコンテンツ産業を、広く海外にアピールしている「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル(Gofesta)」では、各経済産業局が連携し、全国から募集し選定した中小企業・個人等の地域コンテンツが出展する総合見本市・海外ミッション派遣及びセミナー等を開催。全国からモデル事業を吸い上げ、海外市場にアピールするとともに、事後に成功事例の全国展開を目指しているところ。</p> <p>仮に、コンテンツ産業振興を広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による事業の採択・支援が困難となり、全国に提示されるべきモデル事業の質にバラつきが出るおそれがある。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号( 21 )
--------------	------------

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	競輪・オートレースの指導・監督に関する事務 ・自転車競技法に基づく届出の経由 ・小型自動車競争法に基づく届出の経由 等
事務・権限の概要	<p>○目的及び概要：競輪・オートレース事業は刑法賭博罪の特例として特別の法律に基づき、各地方自治体が施行する公営競技であることから、全国統一的な基準のもとで、各地方自治体の公正かつ安全な競技の実施を確保する必要があり、国が自転車競技法および小型自動車競走法の規定に基づいて指導・監督している。 経済産業局は法令に基づき委任している事務（申請書・届出書の受理に係る事務等）を実施している。また、全国に点在する施行者及び場外車券売場の設置者に対する指導、監督業務を行っている。</p> <p>○根拠法令：自転車競技法、小型自動車競走法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 具体的な経済産業局の主要な業務は以下のとおり。 【自転車競技法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場外車券売場の設置許可申請に係るヒアリング及び施設の法令基準適合性状況の現地調査（法第5条第1項関係）。</li> <li>・施行者から提出される競輪開催前届の受理及びヒアリング（法第2条関係）。</li> <li>・施行者から提出される収支報告の受理及びヒアリング（自転車競技法施行規則第34条第1項関係）。</li> <li>・施行者から提出される事故報告の受理及びヒアリング（自転車競技法施行規則第34条第2項関係）。</li> <li>・競輪場及び場外車券売場の位置、構造及び設備が法令の基準に適合することを確認する現地調査（法第49条第3項、第4項関係）。</li> </ul> <p>【小型自動車競走法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場外車券売場の設置許可申請に係るヒアリング及び施設の法令基準適合性状況の現地調査（法第8条第1項関係）。</li> <li>・施行者から提出される小型自動車競走開催前届の受理及びヒアリング（法第4条関係）。</li> <li>・施行者から提出される収支報告の受理及びヒアリング（小型自動車競走法施行規則第32条第1項関係）。</li> <li>・小型自動車競走法施行規則第32条第2項に基づき、施行者から提出される事故報告の受理及びヒアリング（小型自動車競走法施行規則第32条第2項関係）。</li> <li>・小型自動車競走場及び場外車券売場の位置、構造及び設備が法令の基準に適合することを確認する現地調査（法第53条3項、第4項関係）。</li> </ul>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	67人の内数
事務量 (アウト プット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場外車券売場設置申請手続に係る事前相談 【平成19年度】(競輪46件、オート4件) 【平成20年度】(競輪64件、オート20件) 【平成21年度】(競輪53件、オート13件)</li> <li>・競輪開催に伴う開催届(公正安全な開催の為、大半のケースでヒアリングを実施。) 【平成19年度】(競輪153件、オート111件) 【平成20年度】(競輪184件、オート25件) 【平成21年度】(競輪194件、オート25件)</li> <li>・競輪・オートレース施行者からの収支報告(全てのケースでヒアリングを実施。) 【平成19年度】(競輪49件、オート7件) 【平成20年度】(競輪49件、オート7件)</li> </ul>

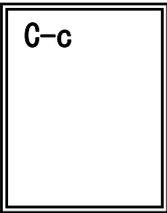
	<p>【平成21年度】(競輪48件、オート6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競輪・オートレースで発生した事故報告に基づくヒアリング</li> </ul> <p>【平成19年度】(競輪19件、オート21件)</p> <p>【平成20年度】(競輪24件、オート20件)</p> <p>【平成21年度】(競輪43件、オート21件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の法令基準適合状況の調査</li> </ul> <p>【平成19年度】(競輪91件、オート9件)</p> <p>【平成20年度】(競輪87件、オート9件)</p> <p>【平成21年度】(競輪73件、オート9件)</p>
地方側の意見	廃止・民営化(全国知事会見解H22.7.15)
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け	<p>①</p> <p>競輪・オートレース事業は、地方自治体の実施主体となるため、地方自治体へ移譲することは中立性が担保出来ない可能性があり、同事業の公正かつ安全な監督に著しい支障が生じる。</p> <p>また、同事業の実施は統一性をもって行う必要があるが、その実施には全国に多くの関係者が関わっており、本省において全ての運営・施設状況を把握し適切な指導を行う事は困難である。</p> <p>さらに、場外車券売場の設置許可審査に当たっては、設置申請者が地域住民等と十分な調整を図っているか等を確認することが重要であり、それを判断するためには地域の関係機関との密接な連携が必要であることから、経済産業局で実施することが必要。</p> <p>当該事業は刑法賭博罪の特例として地方自治体が特別法の下で実施している公営競技であり、民間による地方自治体に対する指導・監督では、公正かつ安全な事業実施を担保できない可能性がある。</p>
【仕分け結果】	
C-c	
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（ 22 ）

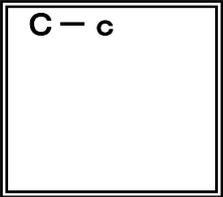
事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	航空機・武器の関連法令の施行に関する事務																										
事務・権限の概要	<p>○目的： 武器等の製造・販売等の取扱いを規制することにより公共の安全を確保するため（武器等製造法）、また、安全性の確保が極めて重要である航空機製造事業の技術水準を確保するため（航空機製造事業法）。</p> <p>○根拠法令：武器等製造法、航空機製造事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 〈武器等製造法に関する事務・権限〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造または修理の許可</li> <li>・保管規程の認可</li> <li>・試験的製造の許可申請に関する本省への進達</li> <li>・事業承継の届出に関する本省への進達</li> <li>・武器の種類の変更の許可申請に関する本省への進達</li> <li>・特定設備新設・増設に関する許可申請の本省への進達</li> <li>・工場等の移転の許可申請に関する本省への進達</li> <li>・事業廃止の届出に関する本省への進達</li> </ul> <p>〈航空機製造事業法に関する事務・権限〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機の製造確認に関する届出の受理</li> <li>・航空機の修理確認に関する届出の受理</li> <li>・航空機用機器の製造証明に関する届出の受理</li> <li>・航空機又は航空機用機器の製造又は修理のための設備の検定</li> <li>・航空機の製造方法又は修理方法に関する設備又は作業者の技術の検定</li> <li>・航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定</li> <li>・航空機の製造事業又は修理事業の許可申請に関する本省への進達</li> <li>・航空機用機器の製造事業又は修理事業の許可申請に関する本省への進達</li> <li>・事業区分変更の許可申請に関する本省への進達</li> <li>・特定設備の新設・増設の許可申請に関する本省への進達</li> <li>・工場移転の許可申請に関する本省への進達</li> <li>・許可事業者及び届出事業者の地位承継の届出に関する本省への進達</li> <li>・航空機用機器の製造又は修理事業の届出に関する本省への進達</li> <li>・許可事業者及び届出事業者の氏名等の変更届出に関する本省への進達</li> <li>・事業廃止の届出に関する本省への進達</li> <li>・航空検査技術者の選任の届出に関する本省への進達</li> </ul>																										
予算の状況 (単位:百万円)	-																										
関係職員数	84人の内数																										
事務量 (アウトプット)	<p>(武器等製造法、航空機製造事業法にかかる経産局での業務)</p> <p>武器等製造法</p> <table border="1" data-bbox="453 1749 1273 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可件数</td> <td>364</td> <td>351</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>認可件数</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>届出件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>航空機製造事業法</p> <table border="1" data-bbox="453 1991 1273 2040"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	許可件数	364	351	360	認可件数	11	8	8	届出件数	0	0	1		19年度	20年度	21年度				
	19年度	20年度	21年度																								
許可件数	364	351	360																								
認可件数	11	8	8																								
届出件数	0	0	1																								
	19年度	20年度	21年度																								

	許可件数	50	29	41
	認可件数	56	71	96
	届出件数	4,586	4,329	4,116
	基準適合確認件数	299	299	366
	※許認可1件にかかる平均的なヒアリング回数は2回			
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）			
その他各方面の意見				
既往の政府方針等				
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>② 武器及び航空機については、公共の安全の観点から厳格な管理・規制が求められるところ、その態様が一律でなく、また高い技術が用いられている。 これらに関する管理・規制については、最新の技術動向を踏まえた上で、統一的に運用する必要があるところ、事務処理基準や国による指示を認めても、各自治体の対応の相違等によって著しい支障を生じるおそれがある。</p> <p>③ 有事の際などにおいて、展開地を含む各地の自衛隊の武器の軽微な修理などは防衛省との緊密な連携の下、迅速にその許可判断を行う必要があること、また、権限の対象には、自衛隊が運用する航空機も多く含まれることから、最新技術の動向を踏まえつつも迅速な対応が求められるところ、都道府県が実施することになれば、こうした迅速な対応が困難となり、その運用に著しい支障を来すこととなる。</p> <p>④ 各都道府県に法令の内容に精通した担当者を1名以上配置する必要があるため、行政効率の点で問題あり（関東局は担当者3名が一都十県の担当業務に従事）。</p>			
備考				

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（23）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	化学兵器の関連法令の施行に関する事務 ・化学兵器禁止法に基づく国際査察の立ち会いに関する事務 等
事務・権限の概要	○目的：化学兵器禁止条約（及びその国内実施法である化学兵器禁止法）の遵守 ○根拠法令：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： ①国際機関（OPCW：化学兵器禁止機関）との間で対応が求められる国際査察への立会い。 ②化学兵器禁止法の規制対象である化学物質の製造・使用等を行う事業者に提出が義務づけられる各種届出書類の内容確認。 ※国際査察では当該届出書類に基づき提出される申告内容の適正性を現場検証とともに確認。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	87人の内数
事務量 （アウトプット）	・産業検証査察対応（事前通告、事前調査、査察） 19年 8回 20年 19回 21年 20回 ・届出の対応 予定届 88件（20年）、実績届 565件（19年） 予定届 92件（21年）、実績届 558件（20年） 予定届 88件（22年）、実績届 548件（21年）
地方側の意見	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け  【仕分け結果】 	① 化学兵器の関連法令の施行に関する事務は、化学兵器禁止条約に基づき、国際機関（OPCW）との間で各締約国に対応が求められる国際査察に対応するための業務であるが、国際機関からの査察通告時に国の指揮・命令に従い、即時に実行することが担保されない都道府県や広域的实施体制では化学兵器禁止条約の履行に著しい支障がある。  ④ また、国際機関の査察に対しては直前の対応が求められるため、いかなる時期、場所であっても迅速に対応できるよう体制整備する必要がある。一方で、査察は毎年約20回の実施であるため、条約に関する知見や化学に関する専門性を有する担当者を各都道府県にそれぞれ配置することは非効率
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（ 24 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に関する事務 等		
事務・権限の概要	<p>○目的： 伝統的工芸品の指定、各種事業計画の認定、および産地の製造協同組合等が実施する需要開拓事業・後継者育成事業に対する支援（補助金）等を通して、我が国の伝統的工芸品産業の振興をはかる。</p> <p>○根拠法令 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」および「伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則」等</p> <p>○経済産業局の具体的業務内容： ・伝統的工芸品の指定申出書の進達等事務 ・振興計画等、各種計画の進達業務 ・伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：235百万円		
関係職員数	89人の内数		
事務量 （アウトプット）	<p>○伝統的工芸品の指定申出書の進達等事務 ・件数15件（現地調査1件当たり約2回、1件/日、ヒアリング1件当たり約4回、2時間/回）</p> <p>○振興計画等の進達業務 ・件数10件（現地調査1件当たり約1回、1件/日、ヒアリング1件当たり約2回、2時間/回）</p> <p>○伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務 ・【事業数】116事業（平成19年度） ・【事業数】112事業（平成20年度） ・【事業数】111事業（平成21年度） →1事業あたり、 ・現地調査約2回（1日/回） ・ヒアリング約3回（2時間/回）</p>		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	<p>≪事業者等の声≫ 伝統的工芸品の製造業者からは、伝産振興に係る業務・権限は地方に移譲することなく、引き続き国の事業として経済局を通じて実施してほしいとの声大きい。具体的には次のとおり。</p> <p>①伝統的工芸品の支援を積極的に行っているかどうかは、自治体により温度差がある。また、自治体から、他産地との連携事業に支援をしてもらうのは極めて困難。仮に自治体に業務・権限移譲された場合、自治体にやる気がなければ、我々に補助が向けられない可能性がある。</p> <p>②一方、国指定の伝統的工芸品だけではなく、県指定の伝統工芸品に対しても支援を行っている積極的な自治体もあるが、その場合、かえって支援が「広く薄く」なっている。</p> <p>③昔は卸業者が営業を行い、在庫品の買い取りなどのリスクを負担していたが、現在では、営業、販売のリスク負担、新商品の企画開発等、全て自分たちで対応しなければならない。事業者として当然ではあるが、これまでに十分な知見もな</p>		

	<p>く、高齢化が進んでいる個人事業者、零細企業には容易ではない課題。他の産地や他の業種との連携による新商品開発のための情報提供や、流通に係る情報提供など、経産局が果たしているコーディネート機能は大きい。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="177 488 427 719" style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>C-c</p> </div>	<p>①  伝産法に基づく支援補助金の交付においては、国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされない。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号 (25)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	工業用水道事業法の施行に関する事務 ・給水開始前の届出、事業休止 等
事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、工業の健全な発達に寄与すること。</li> </ul> <p>【根拠規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水道事業法</li> </ul> <p>【経済産業局の具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水道の届出・許可</li> <li>・給水能力の変更等の届出・許可</li> <li>・氏名等の変更の届出 (※)</li> <li>・承継の届出 (※)</li> <li>・事業休止及び廃止の届出・許可 (※)</li> <li>・給水開始前の届出 (※)</li> <li>・供給規程の届出・認可</li> <li>・自家用工業用水道布設の届出 (※)</li> <li>・工業用水道事業に関する報告 ((※)</li> <li>・水質測定項目免除の承認の申請</li> </ul> <p>(※) 該当項目の届出・報告の受理については、「工業用水道事業法に基づく事務の取扱について (平成 2 年 12 月 10 日通商産業大臣通達、2 立第 2141 号)」をもって、経済産業局長に事務委任がなされているところ。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	85 人の内数
事務量 (アウトプット)	<p>【平成 19 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可、届出等 962 件</li> <li>・相談・ヒアリング事務 384 件</li> <li>・出先機関等との協議・会議等 66 件</li> </ul> <p>【平成 20 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可、届出等 948 件</li> <li>・相談・ヒアリング事務 390 件</li> <li>・出先機関等との協議・会議等 65 件</li> </ul> <p>【平成 21 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可、届出等 963 件</li> <li>・相談・ヒアリング事務 489 件</li> <li>・出先機関等との協議・会議等 63 件</li> </ul>
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解 H22. 7. 15)
その他各方面の意見	<p>工業用水道事業者の声</p> <p>&lt;施設の設置及び維持・管理における弊害&gt; 多くの工業用水道施設が耐用年数を超過し、更新時期を迎えている今だからこそ、工業用水道の施設基準は、全国的な状況を把握できる国において、施設の維持・管理に関する知見やノウハウを活用して、全国統一的に定められていることが合理的であり、それぞれの県単独で定めることができるものではない。</p> <p>&lt;施設基準の条例策定に係る作業面における弊害&gt; 条例で策定する場合、現行の施設基準のままとするにしても、変更をするにしても、議会に通すためにはそれぞれの理由が必要であり、その説明は大変難しい。</p> <p>&lt;自家用工水の届出事務の移譲&gt; 自家用工水に関する情報は必要としていない。</p>

<p>既往の政府方針等</p>	<p>自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 479 360 624" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C-c</p> </div>	<p>① 工業用水道事業者は、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成22年3月31日現在、都道府県41、市町村103、企業団8、民間事業者2、計154）。</p> <p>工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、事業の規制を実施する者と規制を受ける者が同一になるため利益相反の観点から、また同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットィングの観点から著しい支障が生じる。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（26）																
<b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>																			
事務・権限名	適切な計量の実施の確保に関する事務 ・計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査 等																		
事務・権限の概要	<p>○目的：電力料金の誤徴収がないように、電気計（電気メーター）の品質を確保するため、製造・修理業者の届出、立入検査等を規定。</p> <p>○根拠法令：計量法</p> <p>○経済産業局の具体的な作業内容：電気の取引のための計量に用いられる電気計器（電気メーター）については、計量法に基づき検定を受けることとなっているが、この検定に関して、一定水準の製造・品質管理能力を有する製造事業者（指定製造事業者として経済産業大臣が指定）の製品については検定を免除し、合理化を図っている。指定製造事業者はその品質管理能力を維持する必要があるが、経済産業局による定期的な立入検査がこれを担保している。その他、経済産業局は事業者からの各種届出の受理や事業者の事務処理の状況把握を行っている。</p>																		
予算の状況 （単位：百万円）	-																		
関係職員数	64人の内数																		
事務量 （アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定製造事業者の立入検査</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）</td> <td>18</td> <td>26</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>その他事業者からの届出</td> <td>9</td> <td>20</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：件数</p>				平成19年度	平成20年度	平成21年度	指定製造事業者の立入検査	12	12	11	指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）	18	26	21	その他事業者からの届出	9	20	14
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																
指定製造事業者の立入検査	12	12	11																
指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）	18	26	21																
その他事業者からの届出	9	20	14																
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																		
その他各方面の意見																			
既往の政府方針等																			
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p>④ 電気計器事業者（指定製造事業者）に対応する検査は、見込まれる事業量が多くないため、都道府県に移譲した場合に、業務が分散され行政効率と専門性の低下となることから引き続き国の事業とすることが適当。</p> <p>なお、事業者は全国に点在することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>																		
備考																			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（27）
<b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>			
事務・権限名	計量士国家試験の実施 ・願書配布、試験監督、会場確保 等		
事務・権限の概要	<p>○目的及び事務の概要 計量法では、計量に関する専門的な知識と技術を有する者に「計量士の国家資格を与え、計量器の検査、その他の計量管理に係る分野の職務を担当させ、計量法の円滑な施行と適正な計量の実施の確保に寄与させることとしている。 計量士は、経済産業大臣が、計量管理を適確に行うために必要な知識・経験を有する者として登録したもの。地方自治体に代わり「はかり」の定期検査が行えるなど、計量の自主的な管理を促進するもの。 計量士の登録の要件の一つとして計量士国家試験に合格することが掲げられており、当該試験は毎年少なくとも1回経済産業大臣が行うことになっている。 本事務は、計量士国家試験を実施するための事務である。</p> <p>○根拠法：計量法</p> <p>○経済産業局における具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験案内書の請求受付及び発送、願書受付、受験者の試験会場変更希望受付</li> <li>・受験票の発送</li> <li>・試験会場、試験監督員の確保、試験当日のトラブル等対応</li> <li>・試験終了後、答案用紙を本省に発送</li> </ul>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	95人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>○毎年1回、環境計量士（濃度関係／騒音・振動関係）、一般計量士の資格試験を全国9地区（9会場）において実施。試験問題は、専門科目6科目、共通科目2科目の計8科目。</p> <p>○受験者数 ※カッコ書きは出願者数</p> <p>平成19年度 7, 192名（10, 732名） 平成20年度 7, 284名（10, 669名） 平成21年度 7, 266名（11, 003名）</p>		
地方側の意見	廃止・民営（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	（特になし）		
既往の政府方針等	<p>1. 出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地域分権改革推進本部決定）（抄） 計量士国家試験の実施 ・願書配布、試験監督、会場確保 等 市場化テストの実施について、官民競争入札等管理委員会の議を経て今後策定される公共サービス改革基本方針に従い措置する。</p> <p>2. 公共サービス改革基本方針（平成21年7月10日閣議決定）（抄） （7）計量士国家試験事業 ○ 経済産業局等で実施する計量士国家試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業局等の実施する案内書（願書）の配布、出願受付、試験会場の確保及び試験運営等の試験実施業務（試験問題作成業務等を除く。） 【入札等の実施予定時期】 平成22年度中に入札公告し、平成23年度試験分から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成23年度実施分から3年間</p>		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 286 360 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><b>C - a</b></div> <p>独法にて実施、民間委託</p>	<p>本事務については、「出先機関改革に係る工程表」で指摘されたとおり、23年度から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札により、市場化テストを実施する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（ 28 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	アルコール事業に関する事務 ・アルコール事業法に基づくアルコールの製造、輸入、販売、使用に関する許可、業務改善命令等				
事務・権限の概要	<p>○目的：アルコールはその特性（殺菌性、揮発性、他の物質との溶解性・反応性等）から広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に必要な重要な基礎物資であるとともに、酒類と同じ致酔性を有することから、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることがないように、輸入、製造、販売、使用する事業者はすべてアルコール事業法において許可制を執っている。</p> <p>○根拠法令：アルコール事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：経済産業局においては、許可に係る申請書の審査及びアルコール事業法第40条に基づく立入検査による許可申請内容との相違の確認に係る事務の他、各許可に係る登録免許税、特定アルコールに賦課された酒税相当額の国庫納付に係る事務等を行っている。</p>				
予算の状況 （単位：百万円）	-				
関係職員数	71人の内数				
事務量 （アウトプット）	以下のとおり				
	業務内容	19年度	20年度	21年度	備考
	事前ヒアリング				平均面談回数3回
	書類受理・審査・許可	4,171	4,230	4,712	
	変更の届出等	1,393	1,444	1,528	
	定期報告書受理・審査	5,447	5,414	5,380	すべての許可事業者が対象
	立入検査（指導・罰則）	1,393	1,414	1,389	
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）				
その他各方面の意見	<p>《関係事業者の声》 制度変更に伴う事業者への新たな負担や無用の混乱を生じさせないようにしてほしい。</p>				
既往の政府方針等					
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>① 現行のアルコールの管理制度は、酒類にのみ酒税が課されることから、酒類への不正な使用の防止をしつつ工業用に確実に供給させることを確保するため、国には製造、輸入、販売、使用まで一貫した管理を行う必要があり、仮に現行の管理制度が維持できなくなった結果、制度の見直しが行われると事業者には過大な負担をかけることとなり、著しい支障が生じる。また、アルコールの大幅な供給不足等の緊急時には、製造・輸入の増産勧告を行う必要があるため、国が全国的な観点から調整を行う必要があり、仮に広域実施体制であっても著しい支障が生じる。</p> <p>また、アルコール事業者は、全国各地に偏在していることから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 仮に都道府県に権限を移譲すると、当該業務の的確な執行体制の整備が不可欠である一方で、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあるため、業務効率が著しく非効率とならざるを得ない。</p>				
備考	財務省関係部局等との調整が必要				

C-c

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（29）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）																											
事務・権限名	電気事業の許認可、監査に関する事務 ・電気事業の許認可、監査に関する事務 ・相談業務																										
事務・権限の概要	○目的：電気事業の許認可、監督に関する事務は、電気事業法に基づき電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、公共の安全を確保するもの。 ○根拠法：電気事業法 ○経済産業局の具体的な業務内容：経済産業局は事業者からの各種届出の受理、特定供給や濁水準備引当金の取崩に係る許可業務、業務事業者の監査（現地監査）及び電気の利用者からの問い合わせ対応を行っている。																										
予算の状況 （単位：百万円）	-																										
関係職員数	112人の内数																										
事務量 （アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸供給の供給条件（届出）</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>電気工作物の変更届出</td> <td>196</td> <td>222</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>特定供給（許可・届出）</td> <td>55</td> <td>31</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>濁水準備引当金の取崩（許可）</td> <td>40</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>現地監査</td> <td>507</td> <td>499</td> <td>403</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：件数、現地監査のみ人日</p>				平成19年度	平成20年度	平成21年度	卸供給の供給条件（届出）	34	35	86	電気工作物の変更届出	196	222	329	特定供給（許可・届出）	55	31	45	濁水準備引当金の取崩（許可）	40	9	0	現地監査	507	499	403
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																								
卸供給の供給条件（届出）	34	35	86																								
電気工作物の変更届出	196	222	329																								
特定供給（許可・届出）	55	31	45																								
濁水準備引当金の取崩（許可）	40	9	0																								
現地監査	507	499	403																								
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																										
その他各方面の意見																											
既往の政府方針等																											
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>①、②、③</p> <p>電気事業者の供給区域は複数都道府県にまたがり、また電力ネットワークは国全体で繋がっていることなどから、自発的な広域連合制度では、全国的な視点から統一的に事務を処理できないと考えられる。国が、電気工作物等について、届け出等を通じ正確な情報を一元的に把握した上で、統一的な判断に基づく監督、許認可等を駆使して、最適な供給体制ネットワークを監視できなければ、電力の安定供給の維持に著しい支障が生じる。</p> <p>また、地方自治体が事業主体である場合もあり、規制権者と被規制者が同一主体となる利益相反の関係となり、適切な事務の執行が担保されず、最終的に電力の安定供給に支障が生じるおそれがある。</p> <p>さらに、広域での電力需給の逼迫等、有事における供給体制構築のための調整に当たっては、全国大での状況を踏まえた迅速かつ最適な措置が必要であるため、自治体によるバラバラの対応では支障を生じうる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>																										
備考																											



事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（ 31 ）
--------------	------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	エネルギーに関する広報に関する事務
事務・権限の概要	目的：エネルギー政策基本法及びエネルギー基本計画等の趣旨を踏まえ、国民に対するエネルギーに関する知識の普及を図ること 根拠法：エネルギー政策基本法等 経済産業局の具体的な業務内容：原子力に関する広報、エネルギー教育の普及、省エネルギー・新エネルギーの普及促進のための事務を実施。
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算： 213百万円
関係職員数	123人の内数
事務量 （アウトプット）	各地域において効果的なエネルギー広報を実施するための企画・立案等を行うほか、エネルギー政策を実現するために必要な説明会・講演会等の実施・運営、パンフレット・ポスター等の配布、エネルギー教育関係者で構成される組織（エネルギー教育推進会議）の活動への参画、日常の問合せ・照会等への対応、各地方経済産業局のウェブを通じた情報発信など、様々な方法でエネルギー広報を実施。
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電関係団体協議会（原子力発電所の立地道県知事がメンバー） 原子力発電等に関する提案書 「原子力政策の推進に当たっては、国が前面に出て、国民理解の促進に努めること」とされている。（平成21年11月）</li> <li>・ 全国知事会 国の出先機関原則廃止PTにおける見解 「電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務については国が実施すること」とされている。（平成22年5月）</li> <li>・ その他各地域における関係者からも国、特に地域に密着した経済局のサポートを期待する声が多いところ。</li> </ul>
既往の政府方針等	<p>エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「原子力政策の安定的な遂行のためには、広聴・広報活動等を通じた、立地地域のみならず国民全体との相互理解の向上が必要不可欠である。」</li> <li>○ 「国は、情報の受け手に応じたきめ細かい広聴・広報活動による国民全体との相互理解の向上のため、国がより前面に出て双方向性を強化するとともに、事業の波及効果の向上を図っていくとの観点から、国の原子力広聴・広報事業のあり方を検討する。また、小・中学生などの次世代層について、将来、原子力を含むエネルギーについて自ら考え、判断するための基礎をはぐくむため、原子力教育支援事業やその他広聴・広報事業を推進する。」</li> <li>○ 「国は、国民各層との間で様々なレベルできめ細かい対話やコミュニケーション等の広聴活動を強化する。また、エネルギー政策に関する広報活動についても、国民の目線に立って、エネルギー問題に対し国民一人一人が参画の意識を持ち実際の意識や行動の変化につなげていけるような効果的な取組を強化する。」</li> <li>○ 「我が国の明日を担う子供たちが、将来においてエネルギーに関する適切な判断と行動を行うための基礎をはぐくむ観点から、学校教育の現場において、エネルギー問題に対する理解を一層促進することが重要である。」</li> </ul>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C-c</p> </div>	<p>①</p> <p>地方自治体によるエネルギー広報の実施を否定するものではないが、エネルギー広報は、国がエネルギー政策を推進するための手段であり、政策本体の実行と一体のものとしてエネルギー政策を実施している国が責任を持って実施しなければ、原子力広報等に著しい支障が生じる。これは、エネルギー供給網は各地方自治体では完結せず、オールジャパンで考えなければならない要素を含んでいることによる。仮に、原子力広報等のエネルギー広報を全面的に都道府県に委ねた場合、原子力については国と地方とで意見が分かればちになってしまうことから、原子力政策の推進等に著しい支障を生じるおそれがあり、エネルギーのベストミックスの追求を阻害しかねない。なお、こうした政策を実現させるためには、適材適所に緊密な関係や連絡調整が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことから、地方経済産業局での実施が不可欠である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号 (32-1)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 容器包装リサイクル法
事務・権限の概要	○目的： 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。 ○根拠法令： 容器包装リサイクル法に基づく ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第7条の6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・特定事業者に対する立入検査（法第40条） ○経済産業局の具体的な業務概要： 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	67人の内数
事務量 (アウトプット)	19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（定期報告293件、報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（定期報告285件、報告徴収1件、立入検査0件）
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】	① 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。 また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。
A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	
備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（32-2）
--------------	------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
事務・権限の概要	○目的：小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保 ○根拠法令：特定家庭用機器再商品化法 ○経済産業局の具体的な業務内容：小売業者又は製造業者等からの報告徴収を（特定家庭用機器再商品化法（以下「法」）第52条）、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第53条）を実施。 ・報告徴収 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 ※法第56条及び同施行令7条により、経済産業局長に委任（但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない）
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量 （アウトプット）	立入検査 21年度 520件（速報値） 20年度 459件 19年度 460件 報告徴収 21年度 0件（速報値） 20年度 0件 19年度 0件 ※経済産業局が実施した件数
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）： 一の都道府県内等におのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。
自己仕分け 【仕分け結果】	① 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。
<b>A-a</b> 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 <b>C-c</b> ※上記以外のもの	
備考	環境省と共管であり、調整が必要。

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (32-3)
<b>事務・権限自己仕分けシート (個票)</b>			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		
事務・権限の概要	<p>○目的 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令 食品リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付（法第9条第1項）</li> <li>・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知（法第11条第1項、第2項、第5項及び第6項）</li> <li>・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示（法第15条第1項及び第2項）</li> <li>・登録再生利用事業者の登録の取消し（法第17条第1項及び第2項）</li> <li>・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項）</li> </ul> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	67人の内数		
事務量 (アウトプット)	19年度（登録受付6件、その他の事務は実績なし） 20年度（登録受付4件、料届出4件、その他の事務は実績なし） 21年度（定期報告89件、登録受付5件、その他の事務は実績なし）		
地方側の意見	-		
その他各方面の意見	-		
既往の政府方針等	-		
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>① 対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>		
A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの			
備考	共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（ 32-4 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査
事務・権限の概要	<p>○目的 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>○根拠法令 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第37条第2項）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	55人の内数
事務量 （アウトプット）	19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（報告徴収0件、立入検査0件）
地方側の意見	—
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け  【仕分け結果】	<p>① 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>A-a</b> 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p><b>C-c</b> ※上記以外のもの</p> </div>	
備考	共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（33）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
事務・権限の概要	○目的：大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。 ○根拠法：自動車リサイクル法 ○経済産業局の具体的な業務内容： メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する指導、助言、勧告、命令等の措置を行っている。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量 （アウトプット）	（累計実績）  平成19年度 報告徴収1件、立入検査210件 平成20年度 報告徴収1件、立入検査227件 平成21年度 報告徴収5件、立入検査286件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">C-c</div>	① 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車課修正製造事業者及び自動車輸入事業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行っているが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域的实施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。 また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。
備考	環境省と共管のため調整が必要

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（34-1）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	環境ビジネス支援等に関する事務 ・環境配慮活動活性化ビジネス促進事業		
事務・権限の概要	<p>○目的 京都議定書の目標達成に向けた先進的な環境ビジネスの発掘・育成を支援する。</p> <p>○根拠法令 なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 本事業では、全国レベルに普及を期待できる先端的なモデル事業など、各地域で行われている一方で、全国的な視点に立った事業を実施しているところ。各経済産業局職員は当該事業の公募・採択に係る実務を担当。 また、各地域の環境施策に関する実態を把握するため、地方公共団体、地元企業など関係者と頻りに意見交換を行って地域特性の把握を図る。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	59人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>○補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募件数59件、採択件数8件（19年度交付実績）</li> <li>・応募件数51件、採択権数11件（20年度交付実績）</li> <li>・応募件数67件、採択件数11件（21年度交付実績）</li> </ul> <p>○委託事業（モデル・実証）</p> <p>○成果普及（手法・その他）</p>		
地方側の意見	廃止・民営化（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	-		
既往の政府方針等	-		
自己仕分け	<p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;">D</div> <p>環境配慮活動活性化ビジネス促進事業は、平成21年度をもって廃止。 今後は、国（経済産業局）、自治体、企業の協働による、地域の環境ビジネスの創出を推進。</p>		
備考	-		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（34-2）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	環境ビジネス支援等に関する事務 ・国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業
事務・権限の概要	<p>○目的 国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づき、日本国内で実施した排出削減事業により実現された温室効果ガスの排出削減量に対して、国内クレジット認証委員会が認証した排出削減量（国内クレジット）を自主行動計画等の目標達成のために活用する制度。 本事業は、より一層の制度周知・案件発掘を行うことで、地域の特性に応じた排出削減事業の積極的な展開を支援し、中小企業等の低炭素投資の促進を図るとともに、国内クレジット制度の利用が期待される中小企業等を対象に、クレジットの創出に必要な手続面・費用面での支援を行い、創出されたクレジットを自主行動計画等の目標達成のために活用することを目的とする。</p> <p>○根拠法令 なし （京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定））</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 国内クレジットの案件発掘に向け、関係機関（自治体、中小企業団体、地域企業、地方銀行等）のネットワークを構築し、地域に密着した制度の普及・事業組成支援をする。具体的には、関係機関のネットワーク構築や事業計画作成支援等のソフト支援事業、説明会の開催が挙げられる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：231百万円 （うち平成21年度第二次補正予算：219百万円）
関係職員数	81人の内数
事務量 （アウトプット）	平成21年度予算においての実績（北海道局、関東局） ・事業計画作成支援等 29件 ・ネットワーク連絡会議 4回
地方側の意見	—
その他各方面の意見	<p>・国内クレジット制度は、新しい分野の施策であるため、自治体には十分なノウハウがなく、ソフト支援事業者も首都圏に集中している。国が直接事業を行う方が効果的である（四国地域の事業者、大阪市等）。</p> <p>・本県のように、そもそも案件が少ない地域の自治体が、各々独自にソフト支援事業を行った場合、費用対効果が低下し、非効率となるおそれが高い（大分県）。</p>
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	<p>② 国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づく国の制度であり、試行排出量取引スキーム等とともに、排出量取引の国内統合市場の一翼を担うもの。国内クレジット制度の活用にあたっては、国が設置する国内クレジット認証委員会、排出削減方法論を確立した上で、当該方法論に沿う形で事業計画の作成等と同委員会による認証が必要。 このため、地域における排出削減事業の案件発掘にあたっては、排出削減方法論に係る専門的知見とともに、制度を運営する国との密接な連携が必要であり、的確な執行体制の整備が不可欠。 また、排出量取引という新しい分野の制度であるため、自治体の関心や理解度はまちまちであり、仮に自治体を実施した場合、その取り組みにはばらつきが出ることによって、結果的にCO2削減量の総量が減少する可能性が高い。</p> <p>④</p>

	<p>本事業は、1 県あたり平均 4 件／年、件数の少ない県（長崎、富山など）では、案件発掘が出来なかった年もあり、自治体に移管した場合、各都道府県に担当を配置する必要があり、かつ一から知見やノウハウを身に付けなければならず、非効率である。</p> <p>また、本事業は当面、京都議定書の目標達成のため、約束期間である 2012 年まで行っていく事業であり、自治体に移管するのは非効率である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（35）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収 等
事務・権限の概要	○目的：内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること ○根拠法令：エネルギーの使用の合理化に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： 1. 特定事業者等の指定に関する事項 （1）エネルギー使用状況届出書の受理 （2）特定事業者等の指定 2. 特定事業者等からの報告に関する事項 （1）エネルギー統括責任者・企画推進者及び管理者（員）選任届出書の受理 （2）定期報告書の受理 （3）中長期計画書の受理 3. 特定事業者等への措置に関する事項 指導・助言、報告徴収・立入検査 等
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	107人の内数
事務量 （アウトプット）	平成19年度 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 496件 ・中長期計画書等の提出 21,553件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 8,254件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 2,237件 等 平成20年度 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 576件 ・中長期計画書等の提出 22,419件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 約8,500件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約530件 等 平成21年度 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 478件 ・中長期計画書等の提出 22,580件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 約8,600件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約480件 等
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	第2次勧告（地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日） 平成22年4月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p><b>A-a</b>  (平成22年4月施行の改正法の執行状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)</p> <p><b>C-c</b>  ※上記以外のもの</p>	<p>①</p> <p>本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域的实施体制ではかかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域的实施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域的实施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。</p> <p>また、改正法では規制対象を従来の「事業所単位」から「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域的实施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。</p> <p>他方事業者にとっては、都道府県、広域的实施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。</p> <p>以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応できず、国による執行が必要である。</p> <p>なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当であるが、改正法の執行状況を踏まえつつ、近接性の観点から一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することとし、その詳細について検討する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (36-1)
<b>事務・権限自己仕分けシート (個票)</b>			
事務・権限名	新エネルギー等の普及促進に関する事務 ・事業者における新エネ等の普及促進 (RPS法に関する事務を含む)		
事務・権限の概要	<p>○目的 新エネルギー等の導入促進</p> <p>○根拠法令 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS法)</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 新エネルギー等の導入促進のため、エネルギー基本計画における国の取り組みにもあるように、国民との相互理解を促進するべく、自治体・産業界等の関係者との連携を図りつつ、自治体・地域での普及促進活動の支援等を実施。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	106人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>1. 国の制度の広報、セミナー、円滑な法認定等執行業務 (1) 新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定にかかる各種届出の受理 (2) 太陽光発電買取制度の周知 (23年度から実質的に太陽光サーチャージが発生することを受けてセミナー等の開催) (3) 再生可能エネルギーの全量買取制度設立に向けた説明会等の実施 (4) 次世代エネルギー・社会システム実証事業 (5) 新エネルギー等導入促進セミナーの開催 (新エネルギー導入を加速化するため、需要創出、市場拡大、技術開発、普及啓発など、各段階における支援を実施。) (6) RPS法に基づく申請等の適切な執行</p> <p>2. 自治体・地域での普及導入促進活動支援 (1) 次世代エネルギーパークの普及促進のため、関係自治体への支援等 (2) 次世代電池等エネルギービジネス支援 (燃料電池システムメーカー等と中小企業とのマッチング事業をはじめ、セミナー、パネルディスカッション等を実施) (3) 自治体における新エネルギービジョン策定等の支援の実施 (4) 自治体による新エネルギーセミナー等への講師派遣による普及事業の支援 (5) 次世代エネルギーパークの推進 (次世代エネルギーパーク計画応募の受付、事前審査、認定後の広報等普及に係る業務) (6) 次世代エネルギー・社会システム実証地域策定支援・普及啓発</p> <p>※例えば、上記業務に関して生じた具体的な業務量は以下のとおり。 ○RPS法に基づく申請等： 平成19年度：認定120件、廃止20件 (代行申請：認定53,198件、廃止698件) 平成20年度：認定55件、廃止32件 (代行申請：認定51,381件、廃止699件) 平成21年度：認定87件、廃止11件 (代行申請：認定83,475件、廃止791件) ※変更手続については年間数千件発生。</p> <p>○次世代エネルギーパークの認定： 平成19年度：6件 平成20年度：7件 平成21年度：12件</p>		
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)		

<p>その他各方面の意見</p>	
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 436 360 580" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C-c</p> </div>	<p>①、②、④</p> <p>新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失することとなり、著しい支障が生じる。なお、地方自治体における新エネルギーに関する支援や広報等の実施を否定するものではなく、国と地方が一定の役割分担の下で、行っていくべきものと考えられる。</p> <p>他方、こうした政策を実現させるためには、適材適所に緊密な関係や連絡調整が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことから、地方経済産業局での実施が不可欠である。</p> <p>また、RPS法に係る事務については、都道府県が認定対象となる設備を設置している場合があり、都道府県に認定権限を移譲すると利益相反が発生する可能性があることから国で執行する必要がある一方、事業者の利便性の観点から引き続き経済産業局で行う必要がある。</p> <p>新エネルギー等の普及促進に関する事務は、都道府県単位で見れば、見込まれる事業量が少ないため、都道府県に移譲した場合に、今後、再生可能エネルギーの全量買取制度など多様な知識を要する一方、業務が分散され行政効率と専門性が低下する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (36-2)
事務・権限自己仕分けシート (個票)			
事務・権限名	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業		
事務・権限の概要	<p>○目的： 地域に賦存するバイオマス等のエネルギー利活用事業について、事業化に際し必要なデータの収集・分析すること</p> <p>○根拠法：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業の公募、採択、執行</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数			
事務量 (アウトプット)	<p>バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業の公募</p> <p>平成19年度 応募 (78件/年)、採択 (40件/年)、執行</p> <p>平成20年度 応募 (71件/年)、採択 (39件/年)、執行</p> <p>平成21年度 応募 (69件/年)、採択 (37件/年)、執行</p>		
地方側の意見	廃止・民営化 (全国知事会見解H22.7.15)		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; text-align: center; margin: 0 auto;">D</div>	当該事業は、平成21年度で廃止。		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（37）
<b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>			
事務・権限名	電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務		
事務・権限の概要	<p>○目的：電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務は、電気の安定的な供給の確保のため発電用施設等の立地及び運転の円滑化を図る観点から、電源立地地域対策交付金等の交付を行うもの。</p> <p>○根拠法令：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電用施設周辺地域整備法</li> <li>・ 特別会計に関する法律</li> </ul> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：</p> <p>電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務は、電源立地地域対策交付金等の交付に関する事務であり、交付金の交付に関する事務全般を経済産業局に委任している。交付事務については、交付申請内容の審査～交付決定通知～実績報告内容の審査～額の確定通知～交付金の支払いまでの一連のプロセスを実施するもので、経済産業局が地方自治体とのやりとりを行っている。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：110,976百万円		
関係職員数	87人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>(平成19年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請内容の審査（ヒアリング1,933件、現地調査124件）</li> <li>・ 交付決定通知（2,300件）</li> <li>・ 実績報告内容の審査（ヒアリング1,176件、現地調査957件）</li> <li>・ 確定通知（2,291件）</li> <li>・ 精算払（2,291件）</li> </ul> <p>(平成20年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請内容の審査（ヒアリング2,182件、現地調査106件）</li> <li>・ 交付決定通知（2,339件）</li> <li>・ 実績報告内容の審査（ヒアリング1,880件、現地調査641件）</li> <li>・ 確定通知（2,332件）</li> <li>・ 精算払（2,332件）</li> </ul> <p>(平成21年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請内容の審査（ヒアリング2,007件、現地調査120件）</li> <li>・ 交付決定通知（2,238件）</li> <li>・ 実績報告内容の審査（ヒアリング1,818件、現地調査559件）</li> <li>・ 確定通知（2,236件）</li> <li>・ 精算払（2,236件）</li> </ul>		
地方側の意見	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	<p>○立地自治体からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本省では、都道府県や地方自治体の個々の実情把握が困難であり、個々の電源地域のニーズに対応することが困難である。</li> <li>・ 交付金業務は勿論として、その他にも実施したい省エネ事業、ものづくり支援事業等々について経産局から様々なアドバイスを得ている。自治体において、このような事前相談や相場観を得ることは極めて大切で、意味がある。これらを相談するため霞が関までは足を運ぶことができない。地方出先機関が無ければ、トップダウンの情報提供や指示が中心となると思われ、交付金の活用方法など地方自治体から気軽に足を運んで、地方の実情を加味した相談がしづらくなる。</li> <li>・ 経済局は国の視点に加えて地域の実情もよく把握しており、大変助かっている。</li> <li>・ 交付金業務に関して、地方局にお願いすれば本省等に通じるが、都道府県にお願いしても本省には通らなくなるため、電源地域の市町村にとっては都道府県では役不足と言える。</li> </ul>		

	<p>○国におかれては、原子力発電施設等に対する安全対策に万全を期しながら、電源立地地域の振興を図っていくという、原子力に対する国の姿勢を明確に示すため、電源立地地域対策交付金等に係る現行制度を堅持の上、引き続き、電源立地地域への財政的支援措置が、十分に確保されるよう強く要望します。(原子力発電関係団体協議会 平成21年8月)</p> <p>○交付金で地域振興がはかれるから、地元は国の原子力政策に協力してきた。原子力政策と交付金は表裏一体。交付金がなくなると、地元は原発を動かす意義が全くなくなる。(全国原子力発電所所在市町村協議会 平成21年8月)</p>
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 712 408 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C - c</p> </div>	<p>②</p> <p>電源立地交付金は、交付対象となる事業主体は都道府県等であり、都道府県への権限移譲を行うと利益相反が生じる恐れがあり、引き続き国が業務を行うことが必要である。</p> <p>また、経済産業局と交付対象となる事業主体たる都道府県等とのやりとりは合計1万件超の業務量となっているため、電源立地地域に近い経済産業局で事務を行わなければ、申請手続き等を行う側の都道府県等にとって過大な負担となり、国に対する不満の増大が想定され、新規の原子力発電施設等の立地及び既設の発電施設等の運転の円滑化に支障を来す事態が懸念されるため、引き続き経済産業局にて業務を行うことが不可欠。</p>
<p>備考</p>	<p>本交付金は、電気の消費地と生産地の利益の衝平を図るため、国から電源立地自治体に対して、交付金として目に見える形で交付されることが必要不可欠である。これができない場合、地方自治体やその住民にとって原子力関連施設の立地や運転に対するメリットがなくなり、建設が進まなくなることは必至。</p>

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号 (38-1)

事務・権限自己仕分けシート (個票)

事務・権限名	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油 (ガソリン) 販売業者等の登録業務、報告、立入検査等
事務・権限の概要	○目的：国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。 ○根拠法：揮発油等の品質の確保等に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：揮発油 (ガソリン) 販売業者等の登録業務、報告徴収、立入検査 等
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	68人の内数
事務量 (アウトプット)	○平成19年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：26,160件 立入検査：713件 ○平成20年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：32,129件 立入検査：699件 ○平成21年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：21,824件 立入検査：598件
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	②、③ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。 ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、併行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一的都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限 (指示等の処分は除く) については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。
備考	

**A-a**

(給油所等事業所が一的都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与 (併行権限) することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)

**C-c**

※上記以外のもの

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号 (38-2 )

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油販売業の届出窓口
事務・権限の概要	<p>○目的：石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>○根拠法：石油の備蓄の確保等に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：石油販売業に係る届出等の受付</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	56人の内数
事務量 (アウトプット)	<p>(平成19年) 石油販売業の開始、変更、廃止の届出の受付業務：8,795件</p> <p>(平成20年) 石油販売業の開始、変更、廃止の届出の受付業務：12,284件</p> <p>(平成21年) 石油販売業の開始、変更、廃止の届出の受付業務：8,898件</p>
地方側の意見	—
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">C-c</div>	<p>①、③</p> <p>供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合において民間備蓄又は国家備蓄が取り崩された際に、その石油が的確に最終消費者まで行き渡るよう、石油精製業者、石油輸入業者及び石油販売業者に対して、生産予定量及び販売量等の必要な情報を報告させ、国が必要な措置を勧告できる旨を石油の備蓄の確保等に関する法律に規定することにより、備蓄放出及び安定供給の実効性を確保している。このため、供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合に石油の安定的な供給を確保する観点から、国が統一的に当該事務を実施する必要があり、各都道府県ごとに届出を行うことは国による統一的な事務執行に著しい支障が生じるため、適切でない。加えて、緊急時に迅速かつ実効性のある対応を行うためには、平時より国が事業者と緊密な関係を構築しておくことが必要不可欠である。</p> <p>なお、多くの届出事業者の利便性を確保する観点から、石油販売業に係る届出の受付は引き続き経済産業局で行う必要がある。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (39)
事務・権限自己仕分けシート (個票)			
事務・権限名	鉱業権の出願・登録等に関する事務 ・ 鉱業法に基づく出願の受付、審査、権利の設定、鉱害賠償補償業務 等		
事務・権限の概要	○目的： 鉱物資源を合理的に開発することにより、公共の福祉の増進に寄与するため。 ○鉱業法 ○経済産業局の具体的な事務内容： 本法に係る事務として、鉱業権の設定に係る出願の受け付けから内容の審査、鉱業権の設定、施業案（鉱業実施に係る基本計画）の認可等に至る一連の手続きを実施している。		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	97人の内数		
事務量 (アウトプット)	(平成19年度) ・ 鉱業権設定の出願 (1,929件) ・ 鉱業権の許可 (388件) ・ 鉱業原簿謄本の交付 (763件)、同閲覧 (426件) ・ 採掘施業案の認可 (121件)、試掘施業案の届出 (7件) ・ 損害賠償のための供託金の単価設定及び通知 (8件) ・ 指定法人の指導 (139件)  (平成20年度) ・ 鉱業権設定の出願 (3,495件) ・ 鉱業権の許可 (363件) ・ 鉱業原簿謄本の交付 (689件)、同閲覧 (308件) ・ 採掘施業案の認可 (120件)、試掘施業案の届出 (7件) ・ 損害賠償のための供託金の単価設定及び通知 (8件) ・ 指定法人の指導 (167件)  (平成21年度) ・ 鉱業権設定の出願 (887件) ・ 鉱業権の許可 (367件) ・ 鉱業原簿謄本の交付 (675件)、同閲覧 (384件) ・ 採掘施業案の認可 (106件)、試掘施業案の届出 (11件) ・ 損害賠償のための供託金の単価設定及び通知 (8件) ・ 指定法人の指導 (152件)		
地方側の意見	国に残す事務 (全国知事会見解H22.7.15)		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け	①、② 資源に乏しい我が国において、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上極めて重要な国家的資産であり、これに係る鉱業権の設定（採掘・試掘権の賦与）は、国自身がその本来的権能として国家的視点から行うことが必要であり、これを通じ、国全体として鉱物資源の合理的な開発を行うことが必要である。仮に、そうでない場合、鉱物資源の合理的な開発を通じ公共の福祉の増進に寄与するという鉱業法の法目的が達成されないこととなり、国民経済上、著しい支障が生じる。即ち、排他的経済水域等を含め、我が国に賦存する鉱物資源は、国家的資産として国全体の視点から開発の妥当性等を判断する必要がある。特に、排他的経済水域等の海域における鉱業権の設定については、外交や国の安全保障上の問題とも深く連関するため、国が直接管理する必要がある。 また、鉱物資源が賦存し、掘採すべき地域は都道府県をまたがるものが多く、これを最も合理的な形で開発するためには、国（経済産業局長）と都道府県（知事）との間で必要な協議を行うものの、個々の地方公共団体にその調整を全て委		
【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">C-c</div>			

	<p>ねるのではなく、国自身が広域的観点からこれを調整することが必要である。</p> <p>なお、鉱業権の設定等に関する出願者・鉱業権者等の各種手続や調整等における事業者の利便性や、鉱山・炭鉱等の鉱区において災害が発生した場合の迅速な対応の必要性等にかんがみ、経済産業局が行うことが適切である。</p> <p>地方委譲の際に国の指示等を認めたとしても、国家的見地から鉱物資源の合理的開発を行うという政策的判断を統一的に実施することは困難である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（４０）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	採石業・砂利採取業の権利の調整等 ・採石権の強制設定等、鉱業権者との協議に関する決定に関する事務 等	
事務・権限の概要	○目的： （採石関係）岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与すること。 （砂利採取関係）砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資すること。 ○根拠法：採石法、砂利採取法 ○経済産業局の具体的な業務内容： （採石関係）採石権の強制設定、採石業者と鉱業権者との協議に係る決定、岩石採取に必要な運搬道路等や廃土・廃石の捨場に必要土地の強制使用に係る許可、採石業者に対する報告徴収（定期報告を含む）・立入検査、都道府県知事への災害防止のための指示 （砂利採取法関係）砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定、砂利採取業者に対する報告徴収、立入検査等、都道府県知事への災害防止のための指示	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	77人の内数	
事務量 （アウトプット）	【採石法関係】 ・採石権の強制設定に係る決定 平成19年度：1件 平成20年度：1件（19年度から継続） 平成21年度：0件 ・採石業者からの定期報告徴収 平成19年度：2,746件 平成20年度：2,626件 平成21年度：2,554件  【砂利採取法関係】 平成19年度～平成21年度 各事務・権限に係る適用実績：0件	
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）	
その他各方面の意見		
既往の政府方針等		
自己仕分け  【仕分け結果】  <table border="1" data-bbox="193 1800 392 1946"> <tr> <td>C - c</td> </tr> </table>	C - c	② 採石権の強制設定等は採石業者の権利を保護するものであり、国本来の権限として実施しなければ、国家的見地からの岩石採取事業の健全な発展という法目的が達成されない可能性があり、そのような場合には著しい支障が生じる。 また、採石業者・砂利採取業者と鉱業権者との調整が必要となった場合、国家的見地から岩石採取業・砂利採取業の健全な発達という法目的が達成されない可能性があり、著しい支障が生じる。なお、「岩石」、「砂利」、「鉱物」の三者はいずれも土地に密着した資源であり、かつ、生成過程から極めて深い相互関係を有していることから、権利を一元管理することが適切である。このような観点から、引き続き経済産業局が鉱業法に関する事務・権限を実施している中で、本調整業務を国（経済産業局）が行う必要があり、国（経済産業局）が一体的に運用しなければ、事務の運用に著しい支障が生じる。
C - c		

備考	
----	--

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（４１）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）																						
事務・権限名	輸出入貿易管理に関する事務 ・外為法に基づく貨物の輸出許可 等																					
事務・権限の概要	<p>○目的 本業務は安全保障貿易管理に関する国際約束（ワッセナー・アレンジメント、NSG等）や環境保護に関する条約（ワシントン条約等）の枠組みに基づき外為法のもとで行われている。 安全保障貿易においては、イラン、北朝鮮等の大量破壊兵器の開発等の懸念が高まる中、国際社会における国家の責務として、安全保障上機微な貨物の輸出管理業務を厳格に実施している。また、ワシントン条約では、希少性の高い野生動物等の国際取引を規制しており、経済産業省が同条約のもとで、管理当局として輸出入管理を行っている。</p> <p>②根拠法令：外国為替及び外国貿易法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 安全保障貿易管理に関する国際約束（ワッセナー・アレンジメント、NSG等）や環境保護に関する条約（ワシントン条約等）の枠組みに基づき、外為法のもと輸出入の承認等審査業務を行っている。</p>																					
予算の状況 （単位：百万円）	—																					
関係職員数	76人の内数																					
事務量 （アウトプット）	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">輸出許可</td> <td>平成21年度実績</td> <td>約15100件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>約16700件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>約16900件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">輸出承認</td> <td>平成21年度実績</td> <td>約18000件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>約11200件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>約14400件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">輸入承認</td> <td>平成21年度実績</td> <td>約9900件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>約10000件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>約10500件</td> </tr> </table>	輸出許可	平成21年度実績	約15100件	平成20年度実績	約16700件	平成19年度実績	約16900件	輸出承認	平成21年度実績	約18000件	平成20年度実績	約11200件	平成19年度実績	約14400件	輸入承認	平成21年度実績	約9900件	平成20年度実績	約10000件	平成19年度実績	約10500件
輸出許可	平成21年度実績		約15100件																			
	平成20年度実績		約16700件																			
	平成19年度実績	約16900件																				
輸出承認	平成21年度実績	約18000件																				
	平成20年度実績	約11200件																				
	平成19年度実績	約14400件																				
輸入承認	平成21年度実績	約9900件																				
	平成20年度実績	約10000件																				
	平成19年度実績	約10500件																				
地方側の意見	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）																					
その他各方面の意見	特になし																					
既往の政府方針等	特になし																					

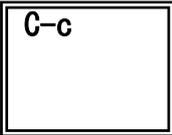
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>①、④</p> <p>当該業務は、安全保障上機微な貨物の輸出管理やワシントン条約に規定されている希少性の高い野生動植物の輸出入管理など、国際約束の履行等のために、国本来の業務として行うこととされているものであり、本省と局が役割分担をして一体となって実施しなければ、当該国際約束の履行に著しい支障が生じるものである。</p> <p>これらの国際約束については、毎年各国の合意により、規制対象品目の改訂等が行われており、過去の経験を含めた専門的知見が必要であるため事務・権限の確な執行体制の整備が不可欠である。</p> <p>また、仮に都道府県に移譲した場合、貨物によって許可等の申請窓口が変わり利便性が低下するとともに、都道府県によっては、業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（４２）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	関税割当に関する事務 ・関税暫定措置法に基づく関税割当の申請窓口業務 等
事務・権限の概要	<p>○目的及び業務概要 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率を適用することによって、国内生産者の保護を図る仕組みのことである。特に、関税割当に関する業務は、これまでのガット・ラウンド交渉及び各国との協議に基づくものであり、国際約束の履行のために行っている。</p> <p>○根拠法令 関税定率法 関税暫定措置法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務： 関税割当の割当方法の考え方、申請手続等について、毎年度、法令に基づく「関税割当公表」を定め、公表している。当該公表の企画、広報、普及の業務を本省において実施。関税割当公表に基づき、事業者から提出された割当申請は本省及び経済局で受け付けている。事業者からの割当申請は、事業者の申請資格や輸入実績等を確認の上、本省に集められ、本省にて各事業者への割当量が決定される。割当量が決まった後の、割当証明書の発給、割当枠変更手続き等の関税割当執行業務は、本省及び経済局で実施している。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	72人の内数
事務量 (アウトプット)	割当枠の申請件数 平成21年度実績：年間約5,800件 平成20年度実績：年間約6,500件 平成19年度実績：年間約6,600件
地方側の意見	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	特になし
既往の政府方針等	特になし
自己仕分け  【仕分け結果】 	④ 関税割当に関する業務については、国際的な約束に基づく貿易政策の執行であるとともに国税である関税の徴収手続きの一環であることから、関税局、税関と連携することが不可欠。仮に都道府県に移譲した場合、各都道府県に担当者を1名以上配置する必要があるが、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号 (43-1)
--------------	-------------

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	国際ビジネス交流
事務・権限の概要	<p>○目的 九州経済産業局では、九州広域の管内企業の国際化を推進するため、環黄海経済・技術交流会議、九州・中国産業技術協議会、九州・韓国経済交流会議を開催するとともに、これら会合を活用して九州・遼寧省環境ビジネスミッション、九州地域と韓国南部地域の超広域経済連携事業等の国際ビジネス交流事業を創出するなど国際ビジネス交流を促進。</p> <p>○根拠法令 —</p> <p>○経済産業局の具体的業務内容 ・環黄海経済・技術交流会議については、中国商務部・科学技術部、韓国知識経済部と協力し、環黄海地域における国際的な産学官のビジネスプラットフォームとして2001年から開催。 ・九州・中国産業技術協議会については、中国科学技術部と協力し、九州と中国との産業技術、貿易・投資に関する情報交換の場として1991年から開催。 ・九州・韓国経済交流会議については、韓国知識経済部と協力し、九州と韓国との貿易・投資、産業技術分野における協力の促進及び地域間経済交流活性化のための合意形成の場として1993年から開催。</p> <p>九州経済産業局は、これら会合及び国際ビジネス交流事業の円滑な実施のため、九州側構成機関を代表して、中国・韓国政府・政府機関との折衝を担当。</p> <p>&lt;北海道局&gt;</p> <p>○目的 本事業は、2003年に日露間で合意された「日露行動計画」の具体的案として、2007年に両国間で合意された「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」の合意事項のうち、地域間交流の促進に関する事業である。</p> <p>○根拠法令 —</p> <p>○経済産業局の具体的業務内容 北海道は、エネルギー開発の盛んなサハリン、2012年APEC会合が開催されるウラジオストク等、極東・東シベリア地域と地理的に近く、歴史的にも経済貿易交流が深いことから、国内でも交流が活発であり、今後も重点を置かなければならない地域である。北海道経済産業局では、北海道産業界等と頻りに産業交流に係わる調整を図りつつ、国が主導となって、北海道と極東・東シベリア地域との貿易投資促進のためのビジネス環境整備を実施している。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	107人の内数

<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>&lt;九州局事務&gt;  1. 国際会議：  2件（19年度）3件（20年度）2件（21年度）  2. ミッションの派遣・受入：  1件（19年度）、5件（20年度）、14件（21年度）  3. セミナーの開催： 3件（19年度）、4件（20年度）、5件（21年度）  4. 調査：1件（19年度）、1件（20年度）、1件（21年度）</p> <p>&lt;北海道局事務&gt;  1. ロシアビジネス促進にかかる調査及び、フォーラムの開催：  1件（平成19年度）フォーラム参加人数110名  2. ロシア極東における寒冷地技術に関するビジネス環境調査：  1件（平成20年度）ミッション参加人数10名  3. 北海道寒冷地住宅技術セミナー&amp;商談会開催：  1件（平成21年度）ミッション参加人数22名、商談件数82件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解H22.7.15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>&lt;九州局事務について&gt;  ○会議の開催を通じ、環黄海地域における地域連携の強化し、九州、中国、韓国と一体となって努力していきたい（九州経済連合会）。  ○自治体レベルでは、海外の政府機関や経済団体との交流を開始することが困難な場合も多く、九州という広域圏で国家レベルの交渉ができる交流パイプ（会議）を活用した交流を期待。（福岡市、北九州市、宮崎県）</p> <p>&lt;北海道局事務について&gt;  ○引き続き、経済団体レベル単独では困難な経済交流のきっかけ作りとなる活動と支援を経済産業局に期待（札幌商工会議所）。  ○地域レベルでは、外国の政府機関や経済団体との経済交流を開始するのは困難であるが、北海道局主催のロシア極東ミッションに参加することにより、外国政府機関等と経済交流が可能となった。（北海道銀行）。  ○北海道局主催のロシア極東ミッションへの参加が経緯となり、地域として寒冷地住宅技術の海外展開に向けた研究会を立ち上げにつながった。また、今後の事業展開のため、JAPANブランド育成支援事業等の施策活用を期待（寒冷地水環境システム研究会）。  ○地域としては、海外にももの売っていくことが今後とも重要であり、北海道局には市の取り組みを引き続き支援していただくことを期待（小樽市）。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 1503 360 1653" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C-c</p> </div>	<p>①  経済産業局は、国の通商政策の一環として当該業務を実施している。実施に当たっては、所管地域内の産業特性等を踏まえた上で、外国政府、在日外国公館等との調整を行っているところ。  仮に広域的实施体制が整備されても、制度的安定性に欠ける広域実施体制や都道府県レベルでは相手方政府との調整は困難であることから、当該業務の執行に支障が生じる。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (43-2)
<b>事務・権限自己仕分けシート (個票)</b>			
事務・権限名	国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ・対日投資		
事務・権限の概要	<p>○目的：複数の自治体が広域経済圏として、一体的・広域的にアピールを行う必要がある中で、利害が異なる自治体間の連携を促進し、経済産業省の対日投資施策を全国統一的に展開する。</p> <p>○根拠法：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：各広域連携体のサポート、各地方自治体の企業誘致担当者への対日投資施策の紹介、委託事業の民間団体等と自治体との連携補助、各地方自治体の企業誘致担当者に対するセミナー・勉強会の開催。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	57人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>19年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 6回、企業ヒアリング 16回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 4回</p> <p>20年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 8回、企業ヒアリング 44回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 5回</p> <p>21年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 10回、企業ヒアリング 20回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 2回</p> <p>※その他、地方対日投資会議等(内閣府他主催)3回、外資系企業調査分析 3回、HP等対日投資促進広報、個別自治体等訪問施策紹介を実施。</p>		
地方側の意見	地方移管(全国知事会見解H22.7.15)		
その他各方面の意見	特になし		
既往の政府方針等	特になし		
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">B-②</div>	<p>広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。</p> <p>国は、引き続き全国的な視点から地域を越えた自治体間の連携等に取り組み、対日投資の振興を図る。</p>		
備考			

出先機関名：経済産業局		整理番号（16-1）																																	
<b>事務・権限自己仕分けシート（個票）</b>																																			
事務・権限名	特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務																																		
事務・権限の概要	<p>○ 特定商取引法では、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者に対する行為規制とそれに違反した場合の行政処分（業務停止命令・指示）などが規定されており、国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有している（いわゆる並行権限）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>経済産業局長は、内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官の権限が委任され、全国的な消費者被害が生じている事案について、消費者庁長官の指揮監督の下で消費者庁と一体となって調査・処分を行っている（特定商取引法第67条第3項、第69条第3項、経産省設置法第12条第4項）。</u></li> <li>・ <u>都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務による消費者被害に対し調査・処分権限を有している（特定商取引法第68条）。</u>調査に当たっては、<u>自区域内の事業者のみならず他の都道府県に所在する事業者（域外事業者）に対する立入検査も実施されており、域外事業者の自区域内における販売業務に関する停止命令などの行政処分を課すことが可能。</u></li> </ul> <p>○ このように、<u>国と都道府県がともに法律上の権限を有し、それぞれ役割分担の下で調査・処分を行う仕組みが構築されている。</u>すなわち、消費者庁・経済産業局は全国的に消費者被害が及んでいる事案などに対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。                  その中で経済産業局は、消費者庁が効果的な法執行を行う上での実働部隊として、国の責務を果たす上で不可欠の役割を担っている。</p> <p>（参考）</p> <p>○ 都道府県における行政処分の実績は極めて低調（過去15年間で30を超える都道府県が一ケタの処分件数に過ぎず、全く処分を行っていない県も3県存在）であり、都道府県が県域内での法執行を十全に行うことができるよう、国としての支援や協力を積極的に行っている。</p>																																		
予算の状況 （単位：百万円）	-																																		
関係職員数	経済産業局消費経済課 143名（定員） （参考：消費者庁取引・物価対策課 20名（定員））																																		
事務量（アウトプット）	<p>○ 行政処分件数の推移（年度、件）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> <th>平成19</th> <th>平成20</th> <th>平成21</th> <th>平成22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>48</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>54</td> <td>140</td> <td>104</td> <td>90</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>180</td> <td>141</td> <td>138</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 平成22年8月9日現在</p>			年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	国	16	35	30	40	37	48	29	都道府県	24	45	54	140	104	90	20	合計	40	80	84	180	141	138	49
年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22																												
国	16	35	30	40	37	48	29																												
都道府県	24	45	54	140	104	90	20																												
合計	40	80	84	180	141	138	49																												
地方側の意見	<p>○ 全国知事会より、訪問販売に関する事業者の立入検査等を地方が行うべき、域外権限を付与するなどにより複数の都道府県をまたぐものであっても地方で実施が可能、との意見が表明されている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国知事会国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）（抜粋）                      「消費生活を守る観点から、割賦販売や訪問販売に関する事業者の立入検査等も地方が行うべきである。複数の都道府県をまたぐ事業規模であっても、域外権限を付与するなどの仕組み（本報告「7」（2）② ケース3参照）を整えることにより、地方で実施することは可能である。」</li> </ul>																																		
その他各方面の意見	<p>○ 日本弁護士連合会やその他の関係者からは、特定商取引法の一層の執行強化を望む意見があがっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本弁護士連合会「新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見書」（平成22年2月18日）（抜粋）</li> </ul>																																		

	<p>「改正特定商取引法は過量販売解除権を導入するなど、現に生じている消費者被害実態に即してその予防救済を容易にするための改正を行った点で評価できるが、被害の後追いになっており、消費者被害の予防救済の観点からは、さらに同法の厳正な執行が望まれる。(中略)。特定商取引法の規制分野においても、消費者被害を予防し救済するためには、その厳正な執行は、「現に生じている被害実態に即して適時適切に」行われなければ意味がない(後略)。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>地方分権改革推進委員会が公開討議を経て取りまとめた第2次勧告(平成20年12月)において、国に残る事務・権限とされている。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="194 584 363 730" style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 65px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 65px;">—</div>	<p>○ 上記「事務・権限の概要」に記載の通り、特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有しており、かつ、都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っている。 つまり、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。</p> <p>○ よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などについては事業者の所在地に関わらず全国的に消費者被害が生じており、国と都道府県とがそれぞれの役割分担の下で調査・処分を行うこと、すなわち、県域内の事案については都道府県が実情を踏まえて対処する一方で、国(消費者庁・経済産業局)は全国的に被害が及んでいる事案などに対処することが、消費者利益の保護のためには必要不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的な被害をもたらす悪質事業者の所在地は全国に散らばっており、立入検査などを含め調査を機動的に実施するとともに、業務停止の監督・担保や指示の履行状況のチェックなど行政処分後の状況をきめ細かくフォローするためには、国の法執行の機関が各地域に存在していることが不可欠。</li> <li>・ 仮に消費者庁本体のみが国が対処すべき事案を担うこととなれば、国の法執行力は大幅に低下(担当職員数は1/8程度に減少)することとなり、消費者利益の保護に大きく支障をきたすことになりかねない。</li> <li>・ 都道府県の法執行強化の支援として、都道府県が行う立入検査などに求めに応じ国が立ち会うといった協力をしているところ、各地域に存する国の機関がそうした支援・協力を行うことが効果的かつ効率的。</li> </ul>
<p>備考</p>	